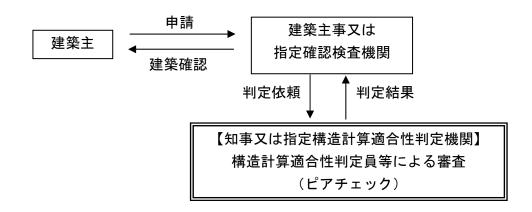
構造計算適合性判定の概要について

1. 構造計算適合性判定について

昨年の通常国会での建築基準法の改正によって、高度な構造計算を要する高さ 20mを超える鉄筋コンクリート造の建築物など一定規模以上の建築物については、 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を義務 付けることとしたところである。



2. 構造計算適合性判定を要する建築物について

構造計算適合性判定の対象となる建築物としては、改正建築基準法第20条第2 号において、

- ・高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造の建築物
- ・地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物
- ・高さが 20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築 物

等を規定している。このほか、これらに準ずる建築物を政令、告示において規定している。なお、建築物の構造、規模等にかかわらず、

- ・許容応力度等計算、保有水平耐力計算又は限界耐力計算(これらと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を含む。)を行ったもの
- ・上記の構造計算又は許容応力度計算で、大臣認定プログラムによるもの については、構造計算適合性判定を要することとなる。

3. 構造計算適合性判定員の要件について

構造計算適合性判定員は、建築に関する専門的な知識及び技術を有する者として、その要件を国土交通省令で定めている。具体的な要件としては、次のとおりである。

- ① 大学、短期大学又は高等専門学校において建築構造を担当する教授若しく は准教授
- ② 試験研究機関において建築構造分野の試験研究の業務に従事し、高度の専門的知識を有する者
- ③ 国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者